

韓国 Korea

接待・贈答への規制強化

ジェトロ海外調査部中国北アジア課 根本 光幸

韓国では、接待・贈答を規制する法律が2016年9月28日から施行された。国内消費が減少して景気停滞につながるといった声が聞かれる一方、あしき風習はここで断ち切らなければ、との声もある。この法律の施行により、これまで長く続いてきた韓国の接待・贈答文化が、今後どう形を変えることになるのか——。朴槿恵大統領のスキャンダルに伴う弾劾訴追など政治規律が問題となっている折から、この法律にも改めて関心が集まる。

新法の正式名称は、「不正請託および金品などの授受の禁止に関する法律」という。通称「金英蘭法」と呼ばれるのは、首相の直属機関である国民権益委員会委員長だった金英蘭氏（元裁判官）が、委員長在任当時の11年から12年にかけてこの法律の制定を提案し、原案を作成したことによる。それ以前にも、韓国には過剰な接待や贈答を禁止する法律はあった。だが、たとえ本人が金品を受け取ったことを認めても、その対価性や職務との関連性が証明されなければ処罰されない、という欠点があった。この欠点を補うために推進されたのが、金英蘭法なのである。

13年7月に国会に提出された金英蘭法は、国会内でその内容を巡って激論が展開され、結局成立したのは15年3月だった。その後1年半余りの公示期間を経て、16年9月28日、施行に至ったものである。

学校職員やマスコミ関係者も対象に

金英蘭法に関し、とりわけ重要なポイントは三つある。一つ目は、法律が適用される対象者の範囲である。原案では、対象は公職者に限定されていた。だが国会での審議を経た結果、政府機関と公共機関の職員、国・公立学校と私立学校の教職員に加え、記者などの

マスコミ関係者、上記の配偶者が対象に加えられることになった。これに対し大韓弁護士会や韓国記者協会は、私立学校教職員やマスコミ関係者など公職者以外を対象とすることは違憲の可能性があると、憲法裁判所に訴えていた。しかし同裁判所は16年7月28日、これについて合憲との判断を下した。「教育や言論は国や社会に大きな影響力を持ち、これらの分野の腐敗は波及効果が大きい」。これが、憲法裁判所が合憲と判断した理由である。だが、弁護士、医師、会計士などの専門職は適用対象外となった。

二つ目は接待・贈答時の上限金額の設定。対象者が職務に関連する相手から3万ウォン（1ウォン＝0.099円）を超える飲食の接待を受けた場合は過料を取るとしたほか、対象者が受け取ることができる贈答品の上限金額を5万ウォンとした。また慶弔費については、従来の5万ウォンから10万ウォンに引き上げられた。

三つ目は、1回に100万ウォンを超える金品を受け取った場合は、その対価性や職務性とは関係なく刑事罰を受けること。前述した既存法の欠点を補完した内容になったといえる。

16年9月5日、国民権益委員会は9月28日の同法施行に先立って、同法の対象となる機関が、政府機関、地方自治体、幼稚園を含む教育機関、マスコミ関係機関など4万919機関に上ると発表している。

金英蘭法施行が変えたものは…

金英蘭法施行からまだ間もないものの、既にさまざまな変化が現れている。まず高級飲食店。政府機関の地方移転が進み、客足が減少している中で新法が施行され、1人当たり上限3万ウォンの食事代では店舗家賃も支払えない、などとして閉店する店が増えた。客足の減少を補うため、高級飲食店が一般会社員をター

ゲットにした定食の店に衣替えする、といったケースもあるという。

折しも、朴大統領の40年来の友人による国政介入疑惑問題が国民の怒りを買ひ、大統領の退陣を求める動きに発展した。景気にも影響を及ぼしかねない。

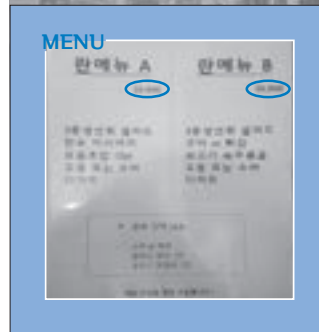
また、法律の施行を目前に控えた秋夕(チュソク)商戦では、早くも売れ筋商品に変化が見られる、と9月7日付の「聯合ニュース」は伝えている。秋夕は韓国の旧盆にあたり、16年は9月15日だった。日本のお中元のように、知人や友人への贈り物が盛んな時期である。大手百貨店が、8月下旬から9月5日までの期間における贈り物セットの売れ筋を

集計したところ、従来一番人気だった国産牛肉セットは2位に落ち、それより安価な健康食品セットが1位の座を奪った。手頃な生活必需品の詰め合わせも、販売が増えたという。

新法施行を重く見た産業界では、大韓商工会議所、全国経済人連合会、韓国貿易協会、中小企業団体中央会、韓国経営者総協会、韓国中堅企業連合会の6団体が、16年10月6日に共同決議文を採択した。それによると、「世界的な景気減速で輸出が振るわず、内需も苦しい状況が続く韓国経済は、この法律が施行されたことで飲食業界はもとより、農畜水産業や文化芸術公演に至るまで大きな影響を受けている」とした上で、「この法律の影響を最小化すべく、さまざまな対策を考案するとともに、地域経済活性化に結びつくイベントを支援していく」との決意を表明している。

この法律は、韓国に居住する外国人にとっても無関係ではいられない。とりわけ各国の駐韓外交官にとって、韓国人を食事に招待したり、韓国人に贈り物をしたりすることは外交活動の一環といえる。同法律施行により、今後外交活動が制約されかねないため、「憂慮する」との声が、外交部を通じて国民権益委員会に伝えられたとされる。

日系企業も例外ではない。接待や贈り物の上限額がそれほど高くないだけに、企業のビジネス活動にも影響が出ることは間違いない。近い将来、規制が緩和されるのかどうかについても、現時点では不透明だ。



「蘭メニュー」が登場。A・Bセットとも値段は接待費用の限度となる3万ウォン

金英蘭法が施行されて2週間が経過した16年10月14日、政府は黄教安首相(ファンギョアン)主宰による関係閣僚会議を開いた。その席上、黄首相は「法律そのものや具体的事例などに関する教育、および周知徹底が十分とはいえない。この法律によって公職者などの対象者と一般国民との間のコミュニケーションが停滞する懸念もある」と指摘したといわれる。政府としても、実際の施行状況を見ながら、透明性のある社会の実現に向けて議論を深める努力をしていくものとみられる。

マスコミ各社の報道では、この法律の施行によるマイナス面が大きく取り上げられている。だが一方で、この法律をし

っかり守っていこうという動きも見られる。「朝鮮日報」(16年10月8日付)によれば、同法施行に伴ってIT業界と金融業界が共同で開発した対応アプリが人気を集めているという。例えばIBK企業銀行では、“割り勘カード”の発行を始めた。これを使うことで、いつ、どこで、誰と食事をしたかが記録でき、証拠を残せるという仕組みだ。またNH農協銀行は、割り勘する際に便利なモバイル・バンキング・サービスを始めた。このサービスは、会食時に食事代金を代表して支払った人の口座に、アプリ経由で自動的に各同席者の負担分がそれぞれの口座から送金されるというもの。利用者からも好評だという。その他、請託や金品授受、法の適用対象などについて分かりやすく整理し、法令違反かどうかをその場で確認できるアプリ、3万ウォン以下のメニューのある店を紹介するアプリなども登場している。

接待・贈答の習慣は、良好な人間関係を構築する一面もあって、長年韓国に深く根付いてきた欠かすことのできない習慣だ。法律が施行されたからといって、すぐに変えられるものではなく、そう簡単には変わるものでもない。だが、新法に対応するアプリが注目されているという報道を見ると、韓国国民の意識に変化が見られることも事実といえよう。

経済減速を避けつつ金英蘭法を浸透させ、接待・贈答の伝統・習慣をより透明性の高いものに変えていくことが今、求められている。

